自動車を使用する事業所は**安全運転管理者の選任が必須**です!

安全運転管理者の選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。

自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。
安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。

乗車定員が11人以上の自動車1台以上

または

その他の自動車5台以上

※自動二輪車(原動機付自転車を除く)は1台を0.5台として計算

安全運転管理者の業務

交通安全教育

運転者の適性等の把握

運行計画の作成

交替運転者の配置

異常気象時等の措置

点呼と日常点検

運転日誌の備付け

安全運転指導

安全運転管理者の届出

- ●安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
- ●安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧いただくか警察署へお問い合わせください。

令和4年4月より

安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックが「義務化」されます。

令和4年4月1日施行

- ☑ **運転前後の運転者の状態を目視等で確認**することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ☑ 酒気帯びの有無について記録し、**記録を1年間保存**すること

令和4年10月1日施行

- ☑ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、**アルコール検知器※を用いて行う**こと

※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器

- ☑ アルコール検知器を**常時有効に保持**すること

安全運転管理者の制度に関するご不明点は、
都道府県警察のホームページをご覧いただくか警察署へお問い合わせください。